

町 長	助 役	課 長	主 幹	担 当	合 議
					企画振興班

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	5 4
		決裁期日	平成 1 8 年 5 月 9 日
名 称	第 2 回政策調整会議		
日 時	平成 1 8 年 5 月 1 日 (月) 午後 1 時 1 0 分 ~ 午後 3 時 1 0 分		
場 所	役場 2 階 審議室		
出席者	別紙：出席者名簿のとおり		
内 容	下記のとおり		

開 会

議長あいさつ (田浦助役)

- ・ 第 1 回会議に引き続き「旧清富小学校の活用」を協議する。

1 清富小学校閉校に伴う今後の活用について

(助役：確認事項)

- ・ 学校分収林、教職員住宅、カワシンジュ貝については、担当所管で事務を進めていることから、本会議の議題としないことを確認したい。
- ・ 今後の活用や施設管理は住民会と協議進行していることから、住民会の意向を尊重し協議を進めることとなる。(4 月 25 日発送の議会だよりに掲載済み。

予特：教育長、教育振興課長答弁)

- ・ 清富小学校施設の取り壊しはしない。

(全員)

- ・ 旧清富小学校の活用のみで確認した。

[岡崎構成員から資料 1 を説明]

[事務局から資料 2 ~ 3 を説明]

[協議内容：(1) ~ (3)を全体協議]

(田浦)

- ・ 地域使用が、 全施設使用、 一部使用、 使用なし、では活用形態が変わる

ことから、地域ニーズを最終確認すること。

- ・ 施設一部が地域使用であれば、複合施設の形態となる。
- ・ 補助金を返還しない再活用の用途変更のため、追跡調査にも対応できる用途を考えなければならない。

(岡崎)

- ・ 防衛施設庁へは3月31日で財産処分を報告済みである。
- ・ 文部科学省へは施設用途が決定次第、報告することになっている。
- ・ 地域として体育館を冬季にミニバレーボールで使用したい意向である。
- ・ 教育委員会として、地域の分館活動を(一極集中の)公民館活動へ集約することを検討している。
- ・ 教育委員会として有効利用の考えはない。

(早川)

- ・ 前教育長時代に作成した再活用素案を基に活用メニューを洗い出せないか。
- ・ 学習等供用施設での活用メニューが適しているのでは。

(米田)

- ・ 福祉サイドでは、広域での活動を共同委託等で再構築しており、小規模授産所の展開方向がまとまっていないため、現時点では団体と再活用を協議していない。
- ・ 入所施設としては、法規制があり不可能である。
- ・ ディサービスとしては、浴室が必須であるため、現施設では不可能。
- ・ 精神薄弱施設の可能性はあるが、交通手段は課題である。
- ・ いずれにしても、上記施設の単独市町村運営は厳しい情勢である。
- ・ 地域の占用部分と共有部分のすみわけを確認すべき。その後に共有部分の活用可能性を検討すべき。

(尾崎)

- ・ 自然体験施設や自衛隊の部外訓練施設として活用できないか。

(北川)

- ・ 宿泊体験(合宿)施設で活用できないか等、団体との協議をすべき。
- ・ 自衛隊の部外訓練は、駐屯地と調整する。

[教育振興課への指示事項]

学校敷地が河川用地にかぶっていないか、河川用地との境界を確認すること。

早急に再活用メニュー素案を作成すること。

地域の施設利用箇所(占用・共有)や利用ニーズを確認すること。

今後の清富会館のあり方を構築すること。

【総括】

これまでの地域との協議で、施設を地域が使用することで進めていることから、施設全体を誰もが利用する施設にはならない。

地域と協議して用途を決定しなければならないこと。

施設使用(占有・共有)の取り決め協議 活用メニュー拡大 用途素案

施設の「地域の占有箇所」「地域との共有箇所」を明確にして、活用用途を教育長を交え協議し、町長に報告する。その後、それぞれの担任する行政組織(課)で、活用用途を実行する。

今後のスケジュール(最長での)

9月定例会で報告と協議 12月条例手続き 各省庁へ用途変更を報告
用途変更の活用をその結果を町長に報告する。

次回協議は、教育委員会への指示事項が報告されてから協議する。